

品部雑戸制の再検討

狩野久

【要約】大化前代の品部制と令制の品部雑戸制を本質的に区別し、前者に対して後者を特色づけるものは、雑戸制である。私はこの体制的転換の行われた時期を律令的中央官僚制がほゞ確立をみた持統期に求めることができる。また、雑戸が品部より身分的に低位であるとする通説は正しいが、それでは何故に、法制上良民たること明らかな雑戸が卑賤の民とされたのか、既往の研究ではこれは必ずしも充分に明確にされていない。私は一つの事情として雑戸の軍事的機能を重要視したい。品部雑戸制は前代職業部民をかかると社会的役割を与えられた雑戸を中核に編成したものである。本制度の全体的な構造を明らかにすることによつて、右の課題に迫りたいと考へる。

はし が き

おられる。

大正八年、米騒動につづくわが国未曾有の社会問題沸騰の頃、『民族と歴史』を主宰された喜田貞吉博士は、その第二巻第一号に部落問題の特輯されて、大いに才筆を揮われたのであつた。ついで第二号には、同様の関心から川上

多助氏が「品部雑戸考」を執筆されたが、川上氏の論考の前言に、喜田博士は次の如く品部雑戸の問題を提起されて

「品部雑戸の事は、我が社会史上、特に我が賤民史上、最も興味ある、且つ最も困難なる研究事項の一である。余輩が去月特別号まで発行して之が研究を試み特殊部落民諸源流中の主なるものは、実はこの流れを汲んだものであつたと認められる。」

この博士の提言が、その後の品部雑戸研究に大きな影響を与えたことは、品部雑戸の研究史を顧みるならば何人も認められるところであらう。

「汝等負姓人之所恥也」といわれ、令中に五賤の一たる
陵戸と共に規定された雑戸はいうに及ばず、比較的一般良
民に近いといわれる品部さえが或る場合には卑賤視される
徴証のあることを考えれば、品部雑戸の研究は正に賤民史
上において最も良く解明することのできる問題であるとい
えるだろう。かかる彼ら職業部民に対する賤視觀念が、令
制においてはじめて確立されたものではなくして、大化前
代以来伝統的に培われてきた身分意識であることも、わが
正史の記録に照らして明らかなことである。

しかしながら、実はかかるわが古代の職業民に対する賤
視思想がいかにして生れたのか、その事情に深く立ちいら
なければ、喜田博士のさきの提言も眞の解明を得ることは
できないのであつて、單純にこれを彼らの職業の卑しさに
求める江戸時代的な士農工商意識や、或は彼らが多く帰化
人であることに求める異人種蔑視観では何ら問題は解決さ
れないのである。とはいへ、この問題ははかく簡單ではな
いのであつて、あらゆる側面からの分析をまつてはじめて
明らかになれるいわば品部雑戸制研究の終着駅でなければ
ならないであらう。

小稿はこれまでの研究では余り強調されることのなかつ
た大化前代の品部制と令制品部雑戸制の体制上の質的な相
異点に着目し、(その場合唐代賤民の一たる雑戸制範疇の導入と
いう事実が大きな意味をもつのだが)、品部雑戸制が令制下に
負わせられた社会的機能を究明することによつて、雑戸が
改新の部民解放で良民身分を獲得しながら、何故に卑賤の
民と目されたのか、かかる蔑視觀念が培養された事情がい
かなるものかを考えてみようとするものである。第一章で
は前代的な品部制が止揚された時期、つまり品部雑戸制の
成立期の問題を、一つは、品部雑戸の基礎的資料たる別記
の成立事情から、二つは他の諸資料によつて、それを推定
するという方法で究明し、第二章では右にのべた品部雑戸
制の機能を主として別記の記述を中心に令の規定などから
明確にしようとするものである。

日本古代の研究史上、品部雑戸の問題はこれまでの長い
研究の成果に抛らねば一歩も進めない程、かなり論じ尽さ
れているテーマの一つであらう。只右にのべた如き私の問
題意識にいくらかでも妥当性ありとし、諸賢の高教を得る
ことができれば幸甚これに過ぐるものはない。

一 品部雑戸制の成立

一 別記の成立

これまで別記の成立時期に關してはいくつかの仮説が提示されている。植松考穆氏の和銅六年から養老五年の間に成立したとする説、青木和夫氏の和銅六年から靈龜二年の間に成立したとする説、上田正昭氏の天平十年以前に成立したとする説、などである。^⑩しかし、三氏共にこれには慎重であつて、いずれも但書の附せられている点が注意されるのである。例えば青木氏は、右の如く別記の成立期を求める理由はそれが大宝令の附屬法令であることとは別問題であると断られた上で「恐らく持統朝にできた原案に幾度かの補正が加へられたのちに」現存の別記が右に推定した時期に成立したとされる。

たしかにかかる但書が附せられねばならぬほど別記には新旧錯雜した用語が使われている。国名の表記法にしても、倭・川内・津・山代・伊岐などの旧法によるとおもわれるものがある反面（これが別記或はその引用書作成者の恣意的な略記でないことは後述）紀伊・河内などの如き新しい用語法

も間々みられるし、また賦役種目の表示にも、大宝令以後には存しない「役」なる税目が頻出する等である。ところで植松、青木両氏が別記成立の上限年代を和銅六年

に求められた根拠は、別記典藥寮乳戸五十戸が続日本紀和銅六年五月丁亥条の「始令山背国点乳牛戸五十戸」に対応することをもつてであるが、しかしこの対応事實は、附屬法たる別記の内容が施行に移されたことを示すとも考えられるのであつて、この時点（和銅六年）に別記が作成し制定されたと即断することはできないのではなからうか。といえは或は施行をみぬ附屬法の制定にどれだけの意味があるかと疑われる向もあろう。しかしながら、改新以後養老令編纂に至るわが古代の法典整備の過程で、当時の為政者たちが、どれだけ法運用に習熟していたかに想を致すならば、甚だ不安の念を禁じ得ないのである。体系法として一応の完成をみたといわれる大宝律令についてさえ施行後十年にして、「張設律令、年月已久矣、然纔行一二、不能悉行」（統紀和銅4・7・甲戌朔）或はまた「制法以来、年月流久、未熟律令、多有過失」（同和銅5・5・乙酉）といわれねばならない実状を考えてみる必要がある。ついでに蛇足を

加えるなら、さきの和銅六年の乳牛戸五十戸設置の記事が、右の詔勅の翌年であることも、単なる偶然でないかもしれぬ。

このように考えてくると、附屬法たる別記の作成年代を確定するのに、明法家の注釈書同様に、上限下限法を適用するのは、いささかの外したものとおもうのである。周知の如く、一般に法解釈学たる集解諸家の法書の成立年代推定に用いられる上限下限法とは、正史などによつて知られるある特定の歴史事実を、該当の注釈作成者が充分これを知悉した上で令条本文の解釈を行つてゐるか否かを確かめ、認知しておればその事実の年代以後に作成されたわけだから、これをその成立の上限とし、もはや知らざればこれを下限として、その期間を当注釈書の成立年代とするという研究方法である。相対的な意味においてではあるけれども、たしかにこの方法は、法解釈とそれを裏付ける慣行、法知識を結びつけることの可能な、明法家の注釈書の成立を究明する場合には妥当であらう。しかし、附屬法たる別記の成立を検討する方法としては問題がありはすまいか。なぜなら、別記の成立に附屬法の制定は、さきにも指摘した如

く、当時の法運用の実態からして必ずしも法の制定に施行發布ということにはならないからである。

従つて私は、別記が、令編纂の過程でどの体系法の附屬法として最初に成立したのかとして以下問題を進めたい。附屬法の作成は必ずしも体系法の編纂と揆を一にするものではなからうが、別記の内容が中央の下部の職制に関するものであることを考えれば、法典撰修を契機に別記の作成が求められたと考えられるからである。(現存別記全てが一時に成立したものでないことは後に述べる)。

別記が大宝令の附屬法令であることは、夙に瀧川政次郎氏が三浦周行氏との共編になる『令集解釈義』(昭和六年刊)の中で提唱されたことである。植松、青木、上田の諸氏もまた別記を大宝令の附屬法とすることに同意されている。

その根拠は、別記が集解に収載される場合、その殆ど全てが大宝令の注釈たる古記に引用されているからである^②とされるのであるが、同様の手法で大宝令附屬法説を裏付ける資料ならば、喪葬令集解先皇陵条古記が、別記を引用することに當つて「官員令別記」と明記している記事を挙げる事ができるのである。周知の如く、官員令は養老令の職員令

に対する大宝令名であるからである。^③

これらのことから、別記が大宝令制下に実効力を有したことは明らかであるけれども、そのことと、別記が大宝令の制定・施行と共に成立（制定）されたことは、自ら別の問題であろう。何故なら、別記が古記に引用されていることは、それが古記の作成時期として推定されている天平十年頃以前に制定されたことを示すに過ぎぬし、同様に「官員令別記」も、これが古記の引用であることをおもえば、官員令としたことは当然であり、或はたとえこの場合の官員令が別記制定当時のものであるとしても、官員令なる令名が大宝令に固有のものであるか否かが判明せぬ限りは、大宝令附属法説の論拠にはなり得ないからである。私に関心からいえば、それが大宝令の附属法であるか否かを確認することではなくして、職制に関する細則としては、極めて制定をみたのは、大宝令においてであるのか、或はそれとも淨御原令にまでも遡り得るものなのかということである。

残された方法は、他資料との比較によつて、別記の記事内容を検討する以外にないであろう。

さて職員令集解を播いて別記の記載されている箇所を拾うと、(一)一括して諸官司所属の品部雑戸（二十条）、(二)神祇官伯職掌御巫条、(三)神祇官直丁条、(四)雅楽寮歌人歌女条、(五)諸陵司陵戸条、(六)掃部司正職掌（茨田葦原駆使丁）条を挙げる事ができる。以下、これらの諸条にみえる、別記に特徴的とおもわれる用語をいくつか拾つて、その成立期の推定に役立てたい。

まず第一に、さきにも記した如く、旧法によつたとおもわれる国名の表現法である（倭・川内・津・山代・伊岐など）。これはしかし福尾猛市郎氏の如く、集解写本の簡略化ともとれるのであつて、旧法による国名と一蓋に断ずることはできないが、充分な論証は不可能ではあるけれども、国号に佳字をつけることが行われるようになったのは大宝頃を境にしていることが推定されるので、単に字体の略化とのみ解してよいか、にわかに断定し難い事情のあることを注意しておく。^④

第二には、品部雑戸に関して別記の記す称呼と、養老令の本文の名称とで、相異なるものがあることである。両者において、その称呼を異にするものを挙げると次表の如

くなる。

養老令	別記	養老令	別記
楽戸	伎楽・木登 奈良笛吹	漆部(一部)	泥障、革張
鼓吹戸	大角吹	染戸	錦綾織以下五色
船戸	船守戸	雑供戸	鶴飼、江人 網引、未盤
鷹戸	鷹養戸	雑工戸	銀戸など十一色
狛戸	忍海戸狛人など 五色	銅	丁馬甘
百済戸(一部)	衣染など六色		

これには二つの系統がある。一は楽戸や雑工戸の如く、別記が細目称呼であるのに対し、養老令が総括的な一般的な名称を用いている場合であり、二は両者が全く名称を異にする場合である。第一の場合は、別記は附属法令だから、令本文の称呼を具体的個別に記録したにすぎぬともとれるから、比較の対象になり得ないとする他なく、今はこれを保留しておく。第二の場合について検討しよう。

青木和夫氏は両者の差異を、相容れることのできない矛盾と解し、養老令の制定(養老二年)に至つて別記は廃棄されたものと解されているようであるが、必ずしもそのよ

うにとる必要はあるまい。附属法令であるならば、その体系法と用語上に相異のあることはあり得べからざるようには考えられるかもしれぬが、先にのべた如く古記が別記を引用して品部雑戸の注記を試みたこと自体が、天平十年の当時に別記が尚効力をもつていたことを物語るものではないか。しかしそれはともかく、別記の成立を論ずる立場からすれば、養老令と別記の名称相異は、少くとも養老令の制定にさきだつて、別記が作成されたことを示すと解することができぬ。

それならば、大宝令の称呼はどうであつたか。全く養老令と同じきものであつたか。仲々資料的に困難であるけれども、調査した結果を示そう。この場合古記の注釈が有効なものだが、職員令品部雑戸に関する古記は、全て別記の引用をもつて終つているから、他の令について調べる必要がある。鼓吹戸、鷹戸は、職員令以外にはみあたらない。船戸は、主船司集解で別記を引用しているのは令釈のみで、古記が収載されていない例外的なものであること、營繕令有官船条集解には古記の注記があるにもかかわらず、この条文中の船戸に関しては沈黙していること等から、或は大

宝令には存しなかつたのかもしれないが、それを確証する資料に欠ける故に何ともいえない。馬飼に関しては、銅丁といひ、馬戸といひ、或は馬甘といひ、文字面は区々であるが、その訓は同じであつたとすべく、恣意的な文字の借用ともおもわれるから、検討外にしておこう。さきの鼓吹戸、鷹戸については、続紀神龜三年八月壬戌の「定鼓吹戸三百戸、鷹戸十戸」を使つて、大宝令においても、養老令と同じであつたとするならば、別記とは矛盾することになる。しかし鼓吹戸は職員令によると、鉦鼓と角吹をもつて、兵事喪葬儀仗などに動員されるものであるが、別記の大角吹二百十八戸には、文字通り鉦鼓隊は入らないわけだから古記が別記の大角吹のみを引用して、鉦鼓のことをいわぬのはおかしいと考えるなら、大宝令でも大角吹の称呼が通用していたのかもしれない。ただ鼓鉦のことは地方軍団関係のものであるけれども、養老軍防令私家鼓鉦条と殆ど同内容をもつものが、天武紀十四年十一月丙午詔にみえてゐること、これが浄御原令の条文であるか否かはともかくも、地方軍団の器仗の整備は、中央兵部省のそれと共に併行して行われたと考えるから、担当品部の大角吹の設置は或は

天武朝にさかのぼり得るやもしれない。

従つて大宝令の品部雜戸の称呼には確固たる徴すべき資料は見当たらないが、別記の記事には大宝令以前にさかのぼり得るものもあるということを指摘しておこう。

第三に、品部雜戸などの特種勞役に対する免除規定中の賦役名辭をとりあげよう。そこには調・庸・役・雜徭といふ四種の単独税目及び徭役(徭)・課役の複合税目が示されている。これらのうち、役を除いては、いずれも大宝令制下の賦役称呼として存したものであるから、別記が大宝令施行時にその附屬法として効力を有していたことと矛盾しないが、大宝賦役令では理解できぬのが役なる賦役である。というのは、最近の研究で漸く明確にされてきたように、もし、大宝令の歳役条が養老賦役令のそれと異なるものならば、年十日の正役『京力役』という実役徴収は大宝令制下には存在しなかつたのであつて、養老令では力役の代納物たる意味しかもたぬ庸『物納徴収が大宝令にあつては正統な歳役として専ら行われていたと考えられるからである。』^① それならば別記の役を養老令の歳役で解釈することができるといへば、さきにも述べた如く、別記が養老令制定に

さきだつて作成されたことは明らかであるから、両者を結びつけて別記の役を解釈することはできない。

それならば別記の役はどのように理解できるか。ここに注目すべき事実は、庸・物納制が成立したのは大宝令下においてであつて、それ以前の浄御原令においては、実役徵収が一般的であつたということである。書紀、続紀について大化以後奈良朝に至る租税表示例を拾うならば、大宝元年を境に役と庸が截然と分れていることが判明するからである。養老令の歳役条で別記の役を性格づけることができぬ以上、また別記の成立が大宝令以前にさかのぼり得る可能性もまた存するとするならば、この役こそ、別記の役を説明してくれるものであるとせねばならない。

別記にも庸のみえることはさきにも指摘した如くであるが、庸を含むものが品部の狍戸の一部及び百済戸の一部の僅か二例であるのに対し、役が免役規定にあらわれる場合は、(品部)鼓吹戸(大角吹)などの七種、(雑戸)造兵司雑工戸などの四種及び御巫、祝部の十三例の多きを計えている。このことは、別記の内容が全て大宝令前にさかのぼりうるものではないにしても、そのかなりの部分が、大宝令

以前に成立したことを物語つているといえよう。

他の税目すなわち調・雑徭・徭役・課役についてはどうであろう。別記の制定が、中央職制に関する附屬法として、体系法の撰修を契機に促進されたものであること(そのことは現存別記の一部が比較的短い一時期に作成される必要があつたことを示しているのだが)を前提にして、右の賦役種目が大宝令以前に既に存したことが論証されるならば、さきに役・庸の轉換が大宝令を境に行われたことをもつて、別記の大宝令以前成立説を推すことと矛盾しないと考えられる。

大化二年正月詔で旧の賦役を罷めて「田之調」「戸別之調」を定め同年八月に「男身之調」に改められたという調については、資料的な信憑性は問題にしても、大化後かなり早い時期に成立したとすることに大方の異議はないであろう。雑徭はいかに。この正史上の初見が持統紀六年五月庚午条であること、また浄御原朝廷令に大化以後はじめて後に見る如き賦役体系が成立したとおもわれることなどから持統朝(浄御原令)成立の可能性が強いのである。^⑤(クサグサノミユキの訓を附す持統朝の雑徭が、大宝・養老令の如く、

中央の歳役、雇役に対する地方力役という性格を有していたか否かは問題であるけれども^⑩。徭役の初見は朱鳥元年七月壬寅に求められる。このミユキの訓を附す徭役が大宝・養老令の如く、庸（役）と雑徭の複合語であるかについては疑問であるが、別記の徭役をかかせる性格の賦役名目であると断定しなければならぬ理由が存しない以上、これもまた別記の成立を大宝令前に求めるとするさきの推論と矛盾しないであろう。課役も、大宝・養老令の正統的な理解では調庸雑徭を意味すること、既に指摘されているところだが、^⑪ エツキの訓をもち、ミツギ（調）とエタチ（役）の合成語としての課役ならば、天武・持統紀にしばしばあらわれるから、徭役同様、別記の課役を大宝令以後の用法で解釈せねばならぬ必要は存しないのである。

しかしながらここに問題が一つ残されている。現存別記の記事内容の資料的信頼度が確認されぬ限り、以上の考察は砂上の楼閣の難を免れないからである。誤記或は略記の可能性としては次の二つが考えられよう。一は集解写本の誤写であるが、これは全く恣意的なものであるから論外にせねばならない。但し新訂増補の国史大系本による限り、

さきの用語に関しては一箇所も現存異本間にくいちがいのないことが判明する。このことは、別記の記事に写本転記の場合に著しく誤記が行われたとは考えられないことを示している。第二には、別記↓古記↓集解の転載過程で起る文字の略化及び誤字である。例えば、さきの推論の重要な根拠として使った役などには、これと紛らわしい徭がある。この実例を挙げると、服役法、所在地を全く同じくする内蔵寮の百済手部・百済戸と大蔵省のそれについてその課役免除をみると、前者が調庸免であるのに対して後者は調役免である。このことは、品部雑戸の課役免除が彼らの労役の反対給付たることを考慮に入れれば、或は両者のいずれかが誤記されたことを示すともとれるのである。これを集解写本の誤字とするならば駁する余地はないが、古記及び集解編者の誤記とすることは、彼らが字句の解釈には必要以上の関心をもつ筈の明法家であること、さらに役と徭に關していうならば、これが若し別種の税を示す用語であるとするとすれば、彼らが税種に厳密でない筈がないから、かかる見解にはにわかに従い難いのである。況、大宝令施行において役↓庸への転換が行われた事情を考慮し、集解

古記の注解に実役を意味する役が全く見当たらないことをおもえば、旧法による税称「役」を注意深く写しとつたにせねばならない。さきに役と徭の紛らわしいこと、実際にそれを示す例のあることをのべたが、別記の用例では役十三例に対し、徭五例であることを考えても、役↓徭はあり得ても、徭↓役の可能性は少いというべく、そうとすれば、別記の大宝令前成立を推す私見の根拠たる役の用例を増すことができるであろう。

以上によつて別記の内容が大宝令以前にさかのぼり得る可能性のあることを示したつもりである。これを大宝令前のいつに求めるかとすれば、天武持統朝が最も適当であることも個々の場合について推定してみたのだが、かかる私の推論を補強するものとして、別記に登載されている品部・雑戸・御巫・祝部等々の各々について、彼らが令制中央機構の中に編成されてきた時期を節をあらためて考察しよう。

- ① 植松「律令制に於ける品部雑戸の由来と大化改新」(『史観』一九)、上田「品部雑戸の展開過程」(『部落問題研究』三)、青木「雇役制の成立」(『史学雑誌』六七ノ三)

② 多くは「古記及積云、別記云」或は「古記云、積云、別記云」というかたちで引用されるものが大半を占めるが、それ以外の形式を示せば、

- (イ) 「古記云別記云……以上積無別……」(染戸)
 (ロ) 「積云別記云……以下古記無別」(雑供戸)
 (ハ) 「積云別記云……古記無別」(紙戸)
 (ニ) 「積云……、古記云……別記云……」(栗戸)
 (ホ) 「別記及積云……」(船戸)
 (ヘ) 「積云……別記云……、古記云別記云……」(御巫)
 (ト) 「讚云……、或云古記云別記云……」(神祇直丁)
 (チ) 「古記云別記云……」(陵戸)
 (ツ) 「積云……別記云……、古記云……」(大藏掃部司)
 この中、(イ)、(ロ)、(ト)、(チ)は別記↓古記↓(積)の転載コーズを考へるなら問題はなからう。(ニ)の別記も古記が引用しているとしてよく、(ツ)の別記以下(積引用)と古記以下の問答は殆ど等しいから、古記は別記をみて、書いたものとしてよい。この際問題になるのは、(ロ)、(ホ)であるが、(ロ)は「積云、別記云、鶴飼、廿七戸、江人八十七戸、網引百五十戸、右三色人等、経年毎丁役、為品部、免調徭、未替廿戸、一番役十丁、為品部、免雜徭、毎年以下古記無別」とあり、「毎年」を前文で探すと「経年」であろうから、或は鶴飼・江人・網引の戸数、称呼について、別記と古記とで相異があつたのかもしれない。別記が古記に部分的にしろ引用されていることを重要視すれば、一般の例に矛盾しないであろう。残つたのが(ホ)であるが、どうしてこ

こに古記がないのか詳らかにできない。或は船戸は大宝令制下には存しなかつたとも考えられるが明らかでない。(本文参照)

③ 職員令集解冒頭穴記、統紀慶雲2・4・丙寅条等。

④ 福尾「品部と雑戸の差異について」(京大説史会『国史論集』)

⑤ 統紀大宝1・1・丁酉に山代とあり、以後の用例は全て山背であることなど。

⑥ 青木「雇役制の成立」。

⑦ 青木同右稿。平野邦雄「大宝・養老両令の歳役について」

(『九州工大研究報告』第五号)は、条文内容は大宝令と養老令で差異ないとするが、実質的にはそのいずれもが実役ではなくして、庸物徴収であるとする点で青木説と共通する。しかし最近長山泰孝氏が「歳役制の一考察」(『ヒストリア』二七号)において青木・平野説を詳細に検討されて、慶雲三年格を重要視され、大宝令歳役には、物納徴収の他に力役徴収の含まれていることを見逃すべきでないことを主張されている。傾聴すべき見解であるが、長山氏も認められる如く、大宝令以後においては歳役の表示に役が用いられるのは一般的ではないから、実質的な力役を示す別記の役を大宝令歳役で解釈するのは無理である。

⑧ 長山前掲稿参照。

⑨ 雑徭が大宝・養老令の理解で、その差点が国司の権限に委ねられる地方の役たることは、統紀天平宝字元年の有名な雑徭減半の詔などに照らして明らかであるが、浄御原令のそれについて、かような性格の徭役であつたかを疑う理由は、浄御原令下

の雑徭の用例(持統6・5・庚午条、同8・3・己亥条、文武1・8・庚辰条)を検討すると、雑徭が租役調と同様の賦役的性格をもつものとして復除の対象にされている。特定戸に対して一定期限の雑徭を免じ、或は一郡、全国に一年間の雑徭を復していることなどは、もしそれが国司がその徴発権を恣にする地方的な力役であるとするならば、有り得べからざることではないか。実際、大宝令以後の雑徭免除例を統紀について調査するならば、租庸調の復除が年中行事の如くあらゆる機会に行われるのに対し、その例数極めて僅か(十例)であつて、而もその復除の対象は特定戸に限られ、而も特種なケースにしばられていることが判明する。これはしかし大宝令以後の雑徭の力役的性格からして当然なことである。クサグサノミキの訓を附す浄御原令の雑徭は、未だ地方力役に固定化しない中央政府の差発下にあつた力役と考えられまいか。雑徭に関する古記の分類の意味も含めて別稿を予定している。

⑩ 賦役令集解水旱条の諸法家の解釈を参看せよ。曾我部静雄

「唐令及養老令に見ゆる課口と不課口」(『史林』二九の一)、同「徭役と課役と復除」(『史林』三一の一)、仁井田陸「唐律令上の課役制度」(『史学雑誌』五六の三)滋賀秀三「課役の意味及沿革」(『国家学会雑誌』六三の十、十一、十二)など。

⑪ 天武2・3・壬寅、天武6・9・己酉、天武10・8・丙子、天武12・1・丙午、天武14・7・辛未、持統4・10・乙丑、持統8・10・庚午など。

⑫ 賦役令集解古記の注記を調査すると、一箇所だけ舎人史生条

に「問、内外初位分番上下若為処分、答、輪課免役」がみえるが、課役の役が大宝令制下で実役を意味せぬことは本文でのべた通りである。

二 雑戸制の成立

近時の研究によつて漸く持統朝の律令制確立史上上の位置が明確にされてきているが、当面別記の成立を論じようとする私の関心からすれば、持統朝の法令たる浄御原令の内容が開拓されている事実注目したい。大宝令が浄御原令を修正したことからして、両者にさしたる相異点があつたとは考えられぬが、最近の研究成果によれば、(1)戸籍六年一造制、(2)官位相当制、(3)賦役体系、(4)軍団制等の律令体制の中軸部分が、浄御原令においてはじめて成立したものであることが明白にされてきている^①。そのことは必然近江令の存否の問題をひき起し、中田薫氏の近江令否定説が一つの有力な仮説として漸く学界に認められるに至つてきている。私も先学の驥尾に付して体系法としての近江令の存在を疑うものであるが、かくいうには多くの論証を必要としようし、今はただ以下の論述の前提として、その立場を明らかにしておくにとどめたい^②。

当面の品部雑戸制の成立を論ずる場合にも、これと同義

の附属たる別記の制定時期を、浄御原令の時期に求めることはさして不当ではないのであつて、さきの研究成果を勘案するならば、大化以来の政治課題を解決し、厩大な中央官僚を組織することに成功した持統朝にしてはじめて、品部雑戸制の編成は可能であつたと考えられるのであるが、以下諸資料について検討したい。

まず第一に、雑戸の初見は、統紀大宝元年八月丁未条(大倭国忍海郡三田首五瀬)に求めることができるから、大宝令の施行が大宝二年であるならば、雑戸の称呼がすでに大宝令に先立つて用いられたことは明らかである。後述の如く、品部雑戸制が大化前代の品部制と異なる点は、唐代賤民の、たる雑戸範疇^③を導入して、それを中核に前代職業部民の編成を行つた点にあるのであるが、かかる新しい性格を与えられたものとして正史に初めてあらわれるのが、右の記事であろう。しかしこの資料は、大宝令前に雑戸の存在を論証できても、書紀と統紀の記事内容の相違に注意するならば、その上限時期を確定することはできないとしなければならぬ。しかし正に雑戸の成立期の上限を示し、右の資料を内容的に裏付けてくれるのが、つぎに掲

げる統紀の記事であらう。

讃岐守正五位下大伴宿禰道足等言、部下寒川郡人物部亂等廿六人、庚午以來並貫良人、但庚寅授籍之時、誤涉銅丁之色、自加覆察、就令自理、支證的然、已得明雪、自厥以來、未附籍貫、故皇子命宮、檢括銅丁之使、誤認亂等為銅丁焉、於理斟酌、何足憑據、請從良色、許之(統紀和銅6・5・甲戌)

この資料はわれわれに雑戸に関して種々なことを示してくれるが、就中いま重要なことは、(一)或る銅丁の編成が庚寅年籍時即ち淨御原令施行後最初の造籍年(持統四年)に行われたこと、(二)雑戸に編成されることは、一般良民戸籍からの除籍を意味するということである。(一)は雑戸編成の上限が持統四年の淨御原令施行直後に求められることを示している。勿論讃岐の物部某以下が銅丁にされたことをもつて、雑戸一般の最初の編成が、この時期に行われたとすることは、資料の拡大解釈であらう。第二の点は、養老(大宝)戸令造戸籍条に、雑戸には陵戸と共に特別戸籍が作成されていることがみえ、次章でみる如く、雑戸を品部と區別し、雑戸制の重要な特性を示すと考えられる特殊戸籍編成が、すでに持統朝の雑戸についてみられること、ま

た造籍年と雑戸編成が密接不離な関係にあるということなどを示している。このことはとりもなおさず、戸籍六年一造制^④が確立した淨御原令を前提にしてはじめて、雑戸編成が可能となつたことを物語つてはいまいか。この際、統紀にみえる十数例の雑戸解放の年が、造籍年の前年にあたっているものが多いこともそれを傍証しよう。このような事情を考慮すれば、この資料は正しく雑戸制(それはひいては品部雑戸制でもあるが)の起源を示しているものと解することができるのではなからうか。

第三に、品部雑戸の統率官たる伴部が最初に資料に登場するのは、やはり持統紀である。持統紀五年十一月丁酉条の神部がそれである。神部が伴部たることは、書紀の古訓が「カムトモノオ」であり、神祇官の構成からしても伴部の位置にあり、その職掌が「宮内雑事」、しかも集解の一説が名負色であるとしていっていることによつて明らかである。^⑤

このやや特異な伴部一例をもつて、品部一般が持統朝に成立したとすることはできないかもしれぬが、その下級官たる性格からして、伴部が統紀以下にも登場してくる例は極めて稀であり、しかも特殊な門部・物部・馬部などに限ら

れていることからすれば、神部の資料を捨てることはできない。^⑤

第四に、品部雑戸と共に別記に収載されている御巫、祝部について、かかる神祇に関する下部の職制が制度的に確立した時期を検討してみたい。御巫については、(六)国史上の初見は統紀天平・8・甲寅)延喜神名式の宮中神祇六座の筆頭に、神祇官西院坐御巫等祭神廿三座の祭祀を掌るものとして、御巫、座摩巫、御門巫、生嶋巫を挙げているが、これが別記の御巫の五人の内訳として記されている「倭国巫二口、左京生嶋一口、右京坐摩一口、御門一口」に相当することは明らかで、朝廷の祭祀として古い伝統をもつことは疑ないが、天武・持統紀に神祇の祭祀、諸社への奉幣、神社の修理等の記事が充満していることを参照にすれば、御巫を含めて宮廷の祭祀が整備された時期を天武持統期に求めることはできないであろうか。尚、右の御巫に関する別記の記事で注意されることが一つある。延喜式では大内裏の神祇官に祀られる生嶋、坐摩の二神が、別記では右京、左京に各々置かれたとあるが、左、右京の別ができたのは、喜田貞吉氏によると大宝令施行以後の藤原京においてであ

る。^⑥書紀、続紀を通してみるに、「京職」或は「京人某」というように左右の別を明らかにしない称呼と、左右を管する名称が大宝元年を境にして分たれているからである。

(一例だけ例外的に持統紀に左右京の別を示したものがあがるが、喜田氏はこれは他の場合と異つて詔勅の対象を示す普通名詞的用法で後の扮飾であるとされる)とすれば、この事實はこれまでの如く持統朝に別記の成立をみるとする私見に矛盾する。しかし別記の全部が一時的に成立したのではないことは、さきに賦役表示について検討した際にのべたことであるし、また別記の附属法たる性格に留意するならば、現存の別記の内容全てが一度に制定をみたとは考えられないのであつて、むしろ当然ともいうべきことである。私の関心は別記の概要―令制中央機構の下部組織―がいかなる時期にはじめて制定をみたとするのが妥当であるかにある。

祝部は周知の如く、国司によつて神戸中より選定進上され、諸国神社の祭祀に当るものである。正史における初見は、持統紀八年三月丙午の「賜神祇頭至祝部等一百六十四人純布」であるが、神祇官関係職員の実数を示すものとして、注目される。養老職員令について神祇官の員数

を算出すると、伯から直丁に至るまで総数八十九人、若しこの員数が淨御原令でも同じであつたとすると、中には定数のない祝部は含まれないわけだから、残りの約八十人が祝部であることになる（或はその一部かもしれないが）。大宝・養老令によると、神戸には戸籍、祝部には名帳が作成され、神祇官に提出されることになつてゐる。祝部名帳は、一般下級官のそれと同様、叙位任官と差笈をかねた「交名帳」であろうが、さきの持統八年の詳細な員数の記録の裏付として、祝部名帳作成がすでに持統朝に行われていたのではなからうか。

また歌人歌女笛吹等について、これが楽官（雅楽寮）の職制として編成された時期を天武・持統朝に求めることに大方の異論はないであろう。^⑩

以上のべてきたことを品部雑戸制の成立という論旨に沿つてまとめるとかうである。別記に収載されているものは、品部雑戸をはじめ、御巫祝部歌人歌女国造直丁卜部陵戸など全てが大化前代以来の特殊な職業民である。かかる職民を、四等官制を基軸に構成された令制中央機構の下部組織の中にとりこむために、別途に記録したのが別記に他

ならない。此迄の論述で明らかにされたように、別記の事には部分的に、或は天武朝に或は大宝令以後に亘るものがあつて、全てについて一時的に成立したとすることはできない。しかしながら、その大半は持統朝淨御原令の制定の時に成立したとすべく、律令編纂史上における淨御原令の占める位置の重要さを考慮するならば、充分首肯できる推定ではないかとおもわれる。

かかる別記の成立事情は品部雑戸制の成立期が淨御原令施行時を中心にした時期であることを保証するであろう。

一つの仮説として品部雑戸制『淨御原令成立説を提示しておきたい。

しかし以上の論証法は、課題に对应てくれる直接的な資料がないために、推論を多く重ね、またいずれも充分ならざるいわば二等資料を多く蒐集して、その全体から結論を割り出すという方法をとつたために、どれだけの確実性があるものか心元ないが、一つの仮説として受けとつて頂ければ幸いである。

⑩ 青木和夫「淨御原令と古代官僚制」『古代学』三の二、同「雇役制の成立」『史学雑誌』六七の三、四、井上光貞「再び大化改

新詔の信憑性について」(『歴史地理』八三の二)、岸俊夫「防人考」(『万葉集大成』十一、特殊研究篇)、坂本太郎「飛鳥浄御原律令考」(『法制史研究』四)、高橋崇「天武持統朝の軍事制度」(『芸林』六の六)、虎尾俊哉「浄御原令の班田法と大宝二年戸籍」(『史学雑誌』六三の一〇)、平野邦雄「大宝養老両令の歳役について」(『九州工大研究報告』五)、篤弘道「位記の始用とその意義」(『ヒストリア』一七)、長山泰孝「歳役制の一考察」(『ヒストリア』二七)など。

② 石尾芳久『日本古代法の研究』(第三章律令の編纂)はマックス・ウェーバーの法社会学概念を使つたわが古代法の研究であるが、近江令編纂を肯定しておられる。近時の注目すべき研究として掲げておく。

③ 唐代の雑戸については、玉井是博「唐の賤民制度とその由来」(『支那社会経済史研究』)の第一章「唐の賤民制度」が詳しい。尚山中厚子「北朝の雑戸について」(『史観』五二)は日本の雑戸が賤民でないのは、唐六朝以前の北魏時代の良民身分である雑戸を採用したものではないかとしている。

④ 虎尾俊哉、青木和夫前掲稿。

⑤ 直木孝次郎氏は神部の伴部たることを疑つておられるが(『日本古代国家の構造』(204)その理由は、職員令集解讀説、神祇令集解令釈、穴、朱記などが忌部と神部を同じものとしているから、であるが、祈年月次祭に幣帛を班つ忌部は「当司及諸司中取用之」のであつて、神部から任用するのではないこと、尚また神部・忌部としても神部の伴部たることを否定する根拠

にはなり得ないのではあるまいか。

⑥ 統紀について伴部の例は、和銅四、十・甲子条(門部、物部、^(房部)主師)以下五例に過ぎない。

⑦ 『藤原京』(p. 98~99)

⑧ 持統紀3・7・丙寅詔。

⑨ 式部省義解、同集解伴記、公式令任授官位条、軍防令兵士以上条など。

⑩ 歌楽関係の重要記事のみ掲げる。天武4・2・癸未。天武10・4・9・戊午など。尚楽官の名が持統紀1・1・朔にみえる。尚、常陵守、墓守については、おそらく浄御原令の条文とおもわれるものが、持統紀5・10・乙巳条にみえていることもこれが持統朝に制度的成立をみたものとして参照されよう。

二 品部雑戸制の機能

一 品部雑戸制の概要

近年高橋富雄氏は『史学雑誌』に「品部雑戸の基礎構造」なる論文を発表されて、身分序列において品部を雑戸の上におき、品部のより一般良民に近いことを説くこれまでの通説を論駁されて、両者は流動的なものであつて、それ程の差異を認むべきものでなく、一体的な「雑戸」制の中に含まれるものとすべく、そこにおいて基本的・中核的なものは雑戸であつて、品部はそれに規制される存在である

という新見解を提示された。この高橋氏の論説に対しては、通説を妥当とする二・三の人たちによつて、直ちに批判が加えられたけれども、しかし筆者は、高橋氏の論稿の魅力を捨て去ることができぬのである。その意味は、以下の論述に明らかにしてゆきたいとおもうが、品部雑戸制の分析に當つて、彼此の差異が明確にされなければならぬと同時に、両者に共通する地盤もまた究明されねばならぬのであつて、高橋氏の所論の魅力は、実はその共通項を構造的・立体的に明確にしようとしたところにあると考えるからである。しかし、新井喜久夫氏、上田正昭氏、福尾猛市郎氏などの指摘によつて明らかにされた如く、品部雑戸に相異なる性格のあること、両者を一体的な「雑戸」制と把握することの困難なことも否定できぬ事実である。

資料に表現されている両者の称呼上の差異を単に指摘するのではなくして、律令国家が両者に賦課しているその社会的機能にまで掘り下げてその相違を分析し、一方が品部と呼ばれ、他方が雑戸とされていることによつてきたる所以を明確にすることが必要なのではあるまいか。その中で両者の相関関係も自らに明らかにされるし、延いてはわが

律令国家の構造的特色の一面も垣間見ることができると考へるのである。

別記によれば、約四千戸の各種職業民が品部雑戸として計上されている。一省一職四寮十司に十八の品部が所属し、雑戸として一省二寮四司に六種が配属している。これらの数字からわれわれは律令制中央政府の規模を論ずることも可能であろうが、重要なことは、個々の特殊技術を有するものが、ある一定期間その本質を離れて、官廷工房やそれに類する官衙官園に集中させられて、高い生産性を示し得るその協業のシステムにあらう。品部雑戸の所在国が、京畿内及びその近国に限られていることも、その故である。^⑤

品部雑戸の服役方法もその職種に應じて、多様であるが、今かりにこれを次の如く分類することができらるであらう。

尚ここで別記の服役規定の解釈について、一言触れておかねばならない。それは「経年」の意味をどのように解するかである。瀧川政次郎氏はこの経年を「隔年」と理解されているが、これは誤りであらう。「経」の文字の意義からも無理であるし、集解の用例からも「隔」の意に採ることは不可能である。これは「毎年」と解すべきである。品部、雑戸の負担量に關することであるので

一言附しておく。^③

(A) 官衙番上型

(I) 常番上型（「経年毎丁役」と別記に記されるもの）

品部 鷹戸・漆部・染戸（但し藍染戸）・雑供戸（鶴飼、江人、網引）・氷戸（九月～二月）

雑戸 なし

(II) 交代番上型（「経年一番役」）

品部 船戸・雑供戸（未醬）・薬戸・乳戸・酒戸・園戸・泥戸・氷戸（三月～八月）

雑戸 百濟手部・銅丁

(III) 閑月番上型（「自十月至三月毎戸役丁」）

品部 紙戸・鼓吹戸

雑戸 雑工戸・鍛戸

(IV) 臨時番上型

品部 薬戸・雑工戸（爪工など三種）・百濟戸（衣染など）・漆部（泥障、革張）

雑戸 百濟戸

(B) 料物貢納型

品部 狛戸・染戸（大部分）

雑戸 宮戸

ここで注意されることは、(B)類、すなわち本貫にあつて生産に従事し製品を貢納するものが極く少数の種に限られ、大部分は官衙に上番するものであるということである。大化前代の職業部民と著しくその性格を異にする所以もそこにあるといえるのであつて、この点は令制品部雑戸の特性として重要である。

品部雑戸はまた、右にみたような服役法でかかる職種に従事することの反対給付として、課役を免除される（賦役令舍人史生条）。この規定は養老令のみならず大宝令にも存したと推定される。^④

課役が大宝・養老令において正統的な理解で調庸雑徭を意味することは既に指摘されていることであるが、別記の免役記事をみるに、必ずしもこの三種の租税が免除されていない例にぶつかるのである（例えば薬戸は雑徭のみしか免除されないし、染戸は徭役のみ免ぜられ調は取られる等）。このような別記と養老令の枅格は、免役規定のみならず、品部雑戸の称呼についても存在すること、しかしこれは両者の内容上の矛盾として理解すべきでなく、別記の附属法たる性格に注目するならば、別記は個々の品部雑戸の具体を示した

もので、養老（大宝）賦役令の品部雑戸課役免除の規定は、それを一般化し普遍化したものと考えるべきことなど前にのべた通りである。

さて品部雑戸に関する免役規定には、「免調徭」「免調役」「免調徭役」「免調雑徭」「取調免徭役」「免雑徭」「取調庸免雑徭」の七種が書き分けられている。このように多彩な表記法が用いられているけれども、それは別記が長い間に蓄積加筆されてきたことの結果であつて（これが別記、或はこれを引用した古記・令積または集解の作成者の恣意的な簡略化ではなからうことは前でのべた）、実質的には、同等の内容を意味するものである。

「調役」と「調徭」は同じとして良いであらうし、これらと「調徭役」が等置できるものであることも明白である。また最後の二つ「免雑徭」と「取調庸免雑徭」も同じ内容の別表現としてよいであらう。何故にかく実質上同じ内容をもつものが、異なつた表示をするのかはあらためて問題であらう。それについて推定できる理由もあるが、註にゆずる^⑤。以上を整理すれば、さきの七種の免役規定はつぎの四種になる。

(I) 「調徭、調徭役、調役」免型

品部 鷹戸・漆部・染戸（藍染）・船戸・泥戸・鼓吹戸・狛戸
雑戸 百済手部・百済戸・雑工戸・鍛戸・篋戸

(II) 「調雑徭」免型

品部 雑供戸（鶉飼・江人・綱引）・氷戸・葉戸・乳戸・酒戸・園戸・紙戸
雑戸 飼丁

(III) 「取調免徭役」型

品部 雑工戸（爪工、桶縫、軋作）・漆部（泥障、草張など）・染戸（大部分）
雑戸 なし

(IV) 「免雑徭、取調庸免雑徭」型

品部 雑供戸（未懸）・染戸・百済戸（一部）
雑戸 なし

これらを通じて注意される点が二つある。第一は、雑戸にあつては(I)、(II)に全て含まれ、徭役或は雑徭と共に調もまた免除されているのに対し、品部は四型に亘つていて、そこに統一性がなく多様なものが含まれていることである^⑥。品部の賦役免除が多種にして区々不整一のものであることと、さきに見た品部の服役法はよく大体において符合し

ているのであつて、例えば官衙番上のものの中、(I) (II)に属する品部は、大部分(I) (II)免役型に相当するのに対し、(IV)の臨時番上のは例外なく全てが雑徭或は徭役は免ぜられるが、調は納付する義務をもつ(III) (IV)免役型に属するなど。これは明らかにさきにもべた如く服役の仕方に依じて賦役が免除されるという両者の直線的な対応関係を示しているのであつて、全体を通じての負担の公平化を考慮したものに他ならない。^①ところが雑戸に關してはこの傾向はみられないのである。臨時番上型としからざる番上型に賦役免除についてさきの品部の如き区別がない(例えば、臨時番上の百済戸も交代番上の百済手部同様に調徭役が免除されているなど)。このように服役法は品部同様多様であるにもかかわらず、免役内容は単純にして整一であることこそ雑戸の特性であつて、品部の如く服役法と課役免除が直接的な対応関係をもち、後者が前者の単なる反対給付の意味しかもち得ないものと異なるのである。そのことについては後に詳しく触れるであらう。

免役記事からいえる第二の点は、品部雑戸に共通して雑徭が免除されていることである。雑徭は周知の如く、中央

における歳役・雇役に対して、地方における力役であつて、その徵發権は国司が有し、国衙の造營、堤防修理等の土木工事などに差發されるものである。このような雑徭の徭役的性格からして当然であるが、吉凶さまざまの理由によつて、中央政府の管轄下に属する田租調庸が復除される例は、正史に数多く見られるのに対し、雑徭が復除の対象になる例は極めて稀有のことに属する。前節でふれた如く、続日本紀についてだけ、雑徭の免除されている場合を拾つても、僅か十一例^②に過ぎず、しかも大宝以後は、いずれも特定者に対する免除であつて、しかもそれは特種なケースに限られている。租庸調が一郡或は一國さらに全国的に、しかも年中行事の如く復除されるのと比較せよ。従つて、品部雑戸に雑徭を免除するということは、単なるその服役に対する反対給付という意味に止らず、国司の恣意的な徵發に委ねられている力役から解放して、その本質における農民的性格を払拭させ、中央官司との直線的な隸属関係を結ばしめる条件をつくり出す前提の操作といふことができるのではなからうか。雑徭が免除されることの意味を右の如く解しておきたい(後述参照)。

官衙に赴くに當つて、或は農閑期がえらばれ、或は交代番上という配慮がなされ、また本貫にあつて充分にその機能を発揮できるもの(染戸・宮戸など)については、規定の料物を年毎或は月毎に貢納させるということは、とりもなおさず、彼らが本貫にあつて田野の耕作に従事する農民的存在であることを示しているであろう。雑戸と陵戸が類似の性格をもつことはこれまでしばしば指摘されてきたことであるが、唯一法制的に両者の異なる点は、雑戸が一般公民同様に義倉の義務を負つていたことである。義倉がどのような性格のものかについては種々の議論があり得ようが、これが、一種の地方税的な賦役である(賦役令義解巻頭)と同時に、より本義的には、在地における共同体的な相互扶助の慣行に深く根ざしたものであることを考えてみなければならぬであろう。農村と都城を往復し、自給自足の生活に甘んじなければならなかつたわが国古代の職民の生活は、何よりも当時の曖昧な社会状態、就中手工業と農業の未分離という事情に規定されたものであるとせねばならぬ。

以上品部雑戸制をごく大雑把に概観したのであるが、つ

ぎに品部、雑戸それぞれの特性をつつこんで考究したい。

- ① 新井喜久夫「雑戸籍をめぐつて」(『続日本紀研究』五の六)、上田正昭「品部雑戸の展開過程」(『部落問題研究』三)、福尾猛市郎「品部と雑戸の異同について」(『京大國史論集』一)など。
- ② 川上多助『日本古代社会史の研究』(p. 90)
- ③ 滝川政次郎『日本奴隸経済史』(p. 381-91)
なお服役法による分類に関しては祝宮静「品部雑戸に関する雑考」(『国学院雑誌』三五の一二)参照。集解の用例では、第一章第一節註②に挙げた雑供戸に関するものが、経年を毎年と同義に使っている。
- ④ 賦役舎人史生条の大宝令条復原は、この条文の集解古記によつては不可能である。他の条文について調査したが見当らないとすれば不明とする他はないが、ただ一般的に養老令の修正が字句についてなされたという通説に従えば、或はそのまゝの文字が大宝令にあつたかもしれない。特にこれを否定する理由がないから、古記の注が全くないからといつて、この条文が大宝令中になかつたとするのも不当である。大宝令に課役免除の規定があつたとしても別記と矛盾しないことについては本文でのべた。

⑤ 「取調庸」とされているものは、狛戸(紀伊國在狛人・百濟人・新羅人)と百濟戸(衣染・飛鳥沓縫・呉床作・蓋縫・大笠縫・橋作)の二品部であるが、これらはいずれも手工業技術者である。而して調庸がまた手工製作物たることを想えば、狛戸百濟戸に対しては彼らが品部として貢納する雑製品の他に、一般

公民同様の手工物（調庸）も取ることを敢て明示する必要があったのではないか。これに比して「免雑徭」の楽戸などであれば、調庸物収取と彼らの職業に紛らわしいものがないのである。

⑥ 高橋富雄前掲稿参照。

⑦ 村尾次郎『律令制の基調』（p.62以下）。

⑧ 文武1・8・庚辰、和銅2・8・辛亥、靈龜3・11・甲辰、養老2・4・癸酉、神龜4・2・壬子、神龜6・2・壬午、天平6・4・甲寅、天平7・5・戊寅、宝龜2・閏3・壬寅、宝龜3・3・丙申、宝龜3・12・壬子の諸条を参照。

⑨ 賦役令義倉条。

二 品部の性格

品部の性格を知り得る資料としてしばしば引用されるものに、賦役令集解水旱条釈説がある。それはこの条文の「課役」の解釈として次のように記されている。

課、謂、調及副物田租之類、役、謂、庸及雜徭品部之類

この課役の解釈が当条文にのみ適用され、令内の通例に涉らないことは、諸説の説くところであるが、今当この釈説で問題にしたいとおもうことは、役の中に庸・雜徭と共に品部を含ませて理解している点である。このように品部を役の一種と解している明法家は他になく、その点で釈説がどれだけ妥当性をもち得るのかは不安である。また

令釈が平安初期のものであることを考えれば、令制本来の品部の性格を論じようとするものにとつて何程価値があるものかの疑点も存するが、以下そのような疑問をたしかめつつ、右の資料の意味するところを検討してゆきたい。

当資料をして語りしめば、次の二つの点が指摘できるであろう。(一)ここでは品部は一般公民の賦役と同等に扱われている。(二)しかもそれは課すなわち貢納物的なものとしてではなく、役すなわち徭役的のものとして、就中庸よりは雜徭的なものとして理解されていることである（「庸及雜徭品部」の及なる接統詞のもつ意味は軽々に取扱わべきではない）。(一)の意味するところはどうか。品部が一般公民の課役と同質のものと考えられているということは、逆の論理を使えば、品部は一般公民に負課される課役の一種であるということになる。とするならば、通説でいう品部のイメージとは矛盾する。何故ならこれまでの理解では品部は雑戸同様特殊技芸を帯する特定の戸だからである。それならば、この釈説の解釈は正しく天平宝字三年の令制品部解放以後の慣行を指示したとすべきか（統紀同年九月戊寅条）。個別的に品部に当つてみるに、例えば楽戸の如き、或は漆

部の如き、特殊技芸を要する品部が一般公民にして実現し得る筈のないことは明白である。しかしそれでは乳戸とか園戸とかは如何であろう。このようなさしたる手技を必要としないものが品部の中かなりみられるということは、釈説の解釈を全く不当として、斥けることはできないのである。(二)はさききのべた如く、品部（雜戸も然り）が最低雜徭を免除されるということと関連してゐるのであつて、品部を雜徭の一種と解する態度である。(一)(二)を併せ考えるならば、品部は一般良民に課せられる雜徭の一種であるということにならう。しかしこの一片の、しかも集解の一家家の解釈学から、余りに多くをいうことは慎むべきであらう。つぎにこれまた誰れもが品部の性格を知り得るものとして挙げる次の資料を検討しよう。

品部、謂、取良人配隸諸司雜色也（賦役令舍人史生糸朱説）

この資料は、通例品部の良民たることを明らかにしたものととして、また雜戸と比較して品部が身分的により一般良民に近いことを示すものとして使われている。しかしこの資料について品部の良民たることを強調することは屋上架屋の感を免れない。わが品部（雜戸も含めて）が良民たるこ

とは、戸令当色婚条の五賤に品部雜戸の入つていないことをもつて全く明らかな事実である。それにもかかわらず、これが品部の良民身分を示す資料として用いられるのは、それが賤民視される雜戸との類似性の故にか、或はまた大化改新において一般の部民が公民化への道を歩んだにもかかわらず、特技所有者である彼らだけが解放されることなく、そのまま品部或は雜戸として編成されたからと考える故にか。しかし、「品部宜悉皆罷為国家民」という大化二年八月癸酉の品部停廢の記事は、品部にとつて改新の公民主義が決して無縁のもでなかつたことを示していよう。令制において彼らが賤民にされなかつた理由もそこにあつたといわねばならない。このような観点に立つとき、さきの資料は次のように理解できないだろうか。さきの水旱条釈説による牽強附会でなければ幸いであるが、「取良人」は良民中より適宜選択し点定する意であると解するのである。ごく一般的に二つの資料を右のように解釈して、つぎに再び別記の記事に眼を移したい。

一つの簡単な事実から出発しよう。品部の戸数表示に注目すると、かなり多くの職種が五十戸とか七十五戸とか五

戸或は十戸単位のもとまつた数で登載されていることに気がつくのである。

紙戸、船戸、染戸（錦綾織、緋染、河内国広絹織人等）、雑供戸

（未髷）、大炊戸、薬戸、乳戸、酒戸、園戸、泥戸

（漆部十戸は今を除く）

さきに釈説の解釈について一般公民の賦役的な性格をもつ品部の例として、乳戸、園戸を挙げたが、それらはいずれも五十戸、三百戸である。右の品部のうち、その名称から特殊な世襲的技術を要求されると予想される紙戸、染戸を除いては、皆一般公民にして調達することのできる職種であることが諒解されるであろう。実はそのことと戸数表示に関係があるのであつて、その戸数の示しているものは、律令国家がその国家的機能を充足するために設けた各職業の需要量のマキシム数値であつて、その数だけ世襲的に特定戸が置かれたものではないと考えられまいか。品部は一般良民の賦役の一種だとするさきの水旱の条釈説は、これらの品部に関する限りは、その性質をえぐり出した正当な解釈というべきなのである。国司或は郡司が中央官司の求めに應じて、適宜一般良民に賦課し、公民はまた品部各

々の服役規定に従い、官衙・官園・官牧に赴き、その一年間の彼の戸の調雑徭或は雑徭を免除されるのが、右に挙げた品部の姿であつたとおもう。

但しさきに除外した染戸、紙戸はどうであらうか。錦綾織、河内国広絹織人などは別記によれば「織手等一二人在司上、多在国織進耳」であると注記されていて、前に指摘した如く、品部雑戸を通じて例外的な物料貢納型に属するものである。これが大化前代五・六世紀に大和・河内を中心に定着し、その織物技術を誇つた帰化人漢部の後裔であることは誤りなからうし、そのような織物業の特産地化した母胎を対象に、指定戸数の量だけその製品の貢納を命じられたものが染戸であつて、この場合、世襲的にある特定戸を品部とする必要はなかつたのである。尚このことと関係があるとおもうが、染戸のうち河内広絹織人については別記に「品部」の注記がないのである。そのことに関しては後にまた触れるであらう。最後に残つた紙戸はいかに。しかしこれが果して、技術の子孫伝習を要求される世襲的な專業者』紙工であるか否かについては疑うべき余地がある。第一の疑は、別記の記事によつて紙戸は山背に五十戸

設置されたことになつてゐるが、若し彼らが図書館の求めるような卓越した造紙技術の専門家であるとするならば、当時或は後代の紙関係の資料に、山背国の造紙工があらわれてきてもよさそうであるのに、それが全くみられないことである（例えば延喜式山城国の調の中に紙はみえないなど）。

第二に、同様の疑問は次の資料からも推定されるのである。それは、例の品部雜戸が現存籍帳に唯一確認されることで珍重視されている神龜三年山背国愛宕郡雲上里計帳の「紙市戸」であるが、これが紙戸たることは、門脇禎二氏によつて指摘されて以来一般の認めるところとなつており、私もまた「紙市戸」＝紙戸説に同意したい。ところで、この計帳断簡で確められる二十四郷戸のうち、紙市戸とされているのは、出雲臣冠の戸だけであるという事実をどのように理解したらよいであろうか。約半数しか郷戸を確認することができない以上断定はさげたいが、少くとも、別記の山代紙戸五十戸は、集团的に或る特定の地域に存在したものではなく、いくつかの郷に分散点在していたものであることは承認されるであらう。このような紙戸の存在形態は、若し紙戸が紙漉專業者であるとするならば矛盾したことに

ならないだろうか。何故なら、紙漉なる仕事は、その手工業的性格からして或る程度の協業を必要とするものであり、彼らには集团的な居住が想定されるからである。紙戸を紙漉工とすることのできぬ理由である。第三には、何よりも紙戸＝紙工とすることに對する疑問は紙戸が他の品部とちがつて「借品部」と別記に特記されていることであるが、それについては後に考えてみたい。

これらの疑問がある以上、図書館所管の紙戸はこれを世業相伝の紙工とすることはできないのである。図書館にあつて紙製作の専門家は造紙手四人である。奈良朝において写経・公文作成等紙の需要は誠に大きいものがあつたが、紙戸は造紙専門工四人をたすけるべく図書館工房の雑役に差発された山背国の一般良民ではないか。もしそのように考えることが許されるとすれば、紙戸五十戸の戸数表示も又、品部の賦役的性格を示すものと考えてよいのである。それではつぎに、右にみたようなまとまつた戸数では表示されない品部について検討したい。

染戸・雜工戸（爪工、桶縫、幄作）・鼓吹戸・鷹戸・狛戸・百濟戸

（一部）・漆部・染戸（呉服部、藍染）・雜供戸（鶴飼、江人）

その称呼から判然とする如く、これらはいずれも特殊の
手技所有者であつて、さきの一般公民の賦役的な品部と異
なるものである。このうち一つだけ検討を要するものは、
鼓吹戸である。たしかに別記によると大角吹として二一八
戸指定されている。ところが神龜三年に至つて三百戸に増
員されている（統紀同年3・壬戌条）。この戸数をどのように
解したらよいか。しかし、鼓吹戸は、実際に鼓吹司に上つ
て吹角・鉦鼓の事に携わるところの吹部の選出母胎であつ
て（職員令集解鼓吹司伴記所引和銅2・6・12兵部式、延喜兵庫寮式）、
楽戸などの如く、そのもの自身が特技所有者であることと
は事情が異なるのである。

以上集解法家の解釈から出発して、別記の内容「戸数表
示の検討を通じて、品部の性格を論じ来り、その中に二種
の系統が認められることをのべてきたが、そのことを最も
よく示してくれるのが、次ぎに掲げる馬寮集解所引の別記
に他ならない。

以前雑戸品部戸、莫差兵士、但品部、或常品部、或差人夫年代宛
品部

この記事は、馬寮飼丁に関する別記の注釈に続くもので
ある。しかし内容的には全く異なつたものであり、右掲の
記述は飼丁には全然係りがないのである。それならば、何
故にかかる記事が飼丁の注釈の後に挿入されたのか。或は、
これは別記の注釈ではなくして、別記を引用する古記或は
令釈又は集解の編者が付け加えた文章ではないかとも考え
られるが、しかし、この文章を注意して読むならば、この
ような不安が杞憂であることに気付かれるであらう。短い
文であるが、主文と但書の二つの部分から成つている。主
文の大意は、雑戸品部の兵士役は免除するということであ
るが、問題になるのは「以前」の意味である。私はこれを
次の「雑戸品部戸」にかかる形容句と解するのであつて、
これを副詞として、両者の間に読点を入れるのは誤りであ
るとする。「以前」は文字通り「これより前の」の意であ
る。飼丁に関する別記の注釈が、職員令別記の最後のもの
であることを併せ考えれば、「以前雑戸品部戸」は正しく
これまで注記してきた雑戸品部全てについてという意味に
なり、飼丁の注と何ら関係のないこの文こそ、別記の最終
の記述に他ならず、品部雑戸全体を受けて、それが兵士役

を免除されるものであることを明示したものと考えられるのである。

今ここで直接必要なのは、実はつぎの但書の部分である。文字通りの意味は「品部と一括しても、それには二種の系統があるのであつて、一つは常品部であり、今一つは人夫に差す年に代つて宛てる品部である」というほどの意であろう。後者の人夫に差すとはすなわち徭役（就中雜徭）に差発することであつて、これこそは一般公民の負担する力役である。そのような年に代つて品部に宛てるというのであるから、これは正にさきにみた如き、一般公民の賦役の一種としての品部を示したものである。称呼としては常品部に対してさきに紙戸のところでのべた借品部が適合しよう。陵戸にも常と借の二種があることはその傍証にならう。

このように考えることが許されるとすれば、前にのべた品部の二系統は、この馬寮別記の但書中に集約的に表現されているといつてよいであろう。多彩な内容を含む品部も、常品部と借品部、すなわち世業相伝の特技を有する特定品部と一般公民に賦課される賦役の一種としての品部の二種に大別できるのである。

続紀天平宝字三年九月戊寅の「停廢品部、混入公戸」された場合に対象になつた品部は、にわかには断定できないが、個別にその解放が問題になるのは、鷹戸・漆部などの常品部であることも参照にされよう。^④しかしそれはまた雑戸の解放と異なることも注意すべきであつて、後者においては個人の雑戸籍からの除外が問題になるのに対し、品部の場合はその所属官司の改廢に伴いその品部全体が解放されるのである。

① 津田左右吉『日本上代史の研究』(P. 83)、川上多助『日本古
代社会史の研究』(P. 86) など。

② 関晃『帰化人』(P. 105)

③ 門脇頼二『古代畿内村落の崩壊過程』(『歴史評論』五ノ二)、

野村忠夫『律令制官人構成についての序章』(『書陵部紀要』四)

福尾猛市郎『品部と雑戸の差異について』(『京大國史論集』(一)

④ 続紀養老5・7・庚午(鷹戸)、日本後紀弘仁2・8・己丑
(漆部)

三 雑戸の性格

第一節において品部と雑戸の異同を論じた際に、品部にあつては、服役法と課役免除の範囲に相応する関係があつて、文字通り、後者は前者の反対給付の意味をもつものであるのに対して、雑戸においては、そのような相関関係を

見出すことができないことをのべ、雑戸の服役のあり方の多様さにかかわらず、その課役免除の整一性は雑戸の有する別の性格から説明されるべきことを記した。

雑戸が品部と異なる一つの重要な特性は、品部が一般公民の戸籍に編成されるのに対し、雑戸は良民籍には入れられず、特殊の戸籍「雑戸籍」が作成されることである。

凡戸籍六年一造(略)(中)総写三通(略)(下)三通申送太政官、一通留国、其雑戸陵戸籍、則更写一通、各送本司(略)(下)（戸令造戸籍条）

これによれば、雑戸籍は、所属官司に送付されるものに加えて四通作成されるわけであるが、しかしこの条文の限りでは、四通ともに雑戸籍が別箇に作成されるのか、或は本司に送られるものだけが特別籍で、太政官に送付される二通及び国衙に留められる一通については、雑戸籍を造ることなく、一般戸籍に編成されるものかは必ずしも詳らかでないけれども、続紀にみえる雑戸解放の記事が、雑戸籍からの離脱を意味していること（養老4・12・己亥）、また誤つて飼丁にされたものが、それ以来「未附籍貫」と訴えていること（和銅6・5・甲戌）などからして、雑戸として編成されることが、一般公民籍からの除外を意味し、雑

戸籍四通は全く一般籍とは別に作成されたと考えてよいであろう。

しかしながら、新井喜久夫氏が調査された如く、養老職員令について雑戸所屬の官司の職掌をみるに、或るものには雑戸籍管掌のことがあるのに（造兵司・典鑄司の雑戸、鍛冶司の鍛戸、左右馬寮の飼丁）、或るものにはその明記がないのである（内藏寮・大藏省の百済戸・百済手部、宮陶司の宮戸）。官司の職掌に省略のあり得よう筈がないから、造戸籍条の一般規定にもかかわらず、ある種の雑戸には特別籍が作成されることはなかつたのであろう。従つて、特別戸籍の作成だけをもつては、雑戸の特性を尽すことはできないであろう。けれども、甲にあつて乙にないことを同等の比重であつかうことはできないのであつて、むしろ造戸籍条に雑戸籍の一般規定があることは、雑戸の基本的なものには雑戸籍の作成が行われたことを示すものではなからうか。

事実個々の雑戸にあつて調べてみても、特別籍が作成されない宮戸や百済手部の一部は、品部雑戸の中では例外的な料物貢納型のものであり、その従事する職種、員数からしても、雑戸籍が作成される雑工戸、鍛戸、飼丁には及

ばないのである。

一体に造籍の中心的な目的が班田と貢租徴税にあることは、しばしば指摘されるのであるが、雑戸籍とても例外ではなく、口分田の班給によつて彼らに生活の基盤をあたえたと共に、中央官司に番上して、職種に応じた彼らの実役を徴取するための原簿であつたとみなければならぬ。しかし反面おもうことは、かかる本司直結の雑戸籍作成を可能にした条件はといえば、さきに紙戸についてのべた如き農村に点在する形態ではなしに、集団的に、いわば雑戸村の如きものを形成して、共通な生活圏をもつていたからであると思定されるのであつて、でなければ、かかる雑戸籍の作成は技術的に殆ど不可能であつたらう。

従つて令制の雑戸が大化前代の馬飼・鍛戸と比較した場合に最も異なる点は、特別戸籍を介して所屬官司との隸屬的な關係を強化した点にあるとせねばならない。雑戸籍作成の意味を右の如く理解しておく。

このように雑戸の中で基本的なものが、特別籍を介して本司の直接的な人身支配を受けたことこそ、彼らの身分を良民中最も低い地位におとした理由ではなからうか。

雑戸が令制下において卑賤視されたものであることは、

律令本文、集解の注釈、正史の記事などに全く明らかなのであるが、しかしその理由づけは今日充分なされていないのではなからうか。單純に江戸時代の士農工商的意識で、彼らの従事している職業そのものの賤しさに求めたり、彼らに帰化人が多いことをもつて説明することは誤りであろう。勿論馬飼・鍛治に対する賤視觀念は大化前代から既に形成されてきたであらうし、当時の封鎖的な社会にあつて帰化人に対する異人意識の強固な存在を否定するものではないが、その上に令制の支配構造が彼らに賤民的烙印をおした事情を見逃すべきではないのである。雑戸が卑しまれたことを示す資料を、アプリアリに、雑戸＝準賤民觀念で割り切つてしまうことには問題がある。

今、これまで多くの議論のある雑戸と一般良民との通婚問題を探り上げてみよう。戸婚律の「諸雑戸不得与良人為婚（略）」及び「凡雑戸養良人為子孫、徒一年半、養家人奴為子孫、徒一年（略）」を採るならば、雑戸は良人との通婚を認められないことになり（三浦周行、祝宮静、福尾猛市郎氏など）、これに対して、戸令当色婚条の諸法家（令釈・古記・

朱・穴)の解釈をとるならば「雑戸与良人為婚聽、但陵戸不聽」であるから、両者の通婚は認められていたことになる(滝川政次郎氏)^⑤。前者の論拠は、戸婚律が唐律をそのままに採用したものであるとして、これを斥けるのは誤りであつて、実際に当時効力を有していた律を空文と考えることは許されないこと、ましてや、養子縁組の律には、わが国固有の用語「家人」がみえているのであるから、その実効力は否定すべからざることなどである。しかしそれにしても、両者の通婚を認める当色婚条のわが国諸法家の学説を全く無視し去ることはできないのであつて、雑戸が良民たることをおもえば、両者の通婚を承認する明法家の注解を是とする滝川説もまた捨てることのできないのである。私はこれを雑戸の二面的性格——良民であるにもかかわらず、賤視されるという——の表現と考えるのである。そのゆえは、さきにもみた如く、令制の雑戸支配の特色が雑戸別造籍を介しての本司の直接的な強制支配にあること、そのことは一般良民社会と截然と分つ雑戸集團の封鎖性を結果したであろうこと(統紀にみえる雑戸解放記事はその事実を物語つている)などから考へて、わが為政者は賤民たること明らか

な唐の雑戸の律文をそのままに採用し、雑戸と良人の通婚を禁じて怪まなかつた事情が理解できるのではなからうか。しかし現実の慣行は自ら別であつた。雑戸と良民の原則からして、その本質における農耕生活を考えるとき、雑戸が一般良民との婚姻関係を結ぶことは現実に行われていたことではなかつたか。諸法家の両者の通婚を認める説は、かかる原則と慣習に基いてたてられたものというべきのではなからうか。しかし、大事なことは一般良民との通婚が雑戸に課せられた世業を放棄するものであるならば、許せぬことなのであつて、当色婚条の穴記が良人との通婚は許すけれども、「自避本業為異也」としている点に注目すべきであらう。従つて私は滝川説に同意するものであるが、同時に、戸婚律の採用せられた事情も無視することはできないとおもう。

それでは、律令政府が、雑戸の世襲的な手技を確保するために、かかる特別籍による支配を必須のものとして要求した事情はいかに考えることができるか。

これを帰化人系の特殊手伎の確保ということをもつて説明し得ないことは品部にもまたかかるものが存在する故に、

充分な説明にはなり得ないであろう。これまでも品部と雜戸を分つ根因がいろいろと説かれてきている。井上光貞氏は大化前代の貢納型・番上型が各々令制において品部・雜戸に編成されたとするが、さきにもみた如く令制の品部雜戸はその大半が官衙番上を基調としているのであることからして採ることはできない。また雜戸の中には、雜工戸鍛戸の金屬工と馬飼という妙な取り合せがあつて、これを技術の種目で考えることも当らないのである。それならば、令制が職業民を品部と雜戸の二系統に分類した事情は何か。一つの仮論であるが、私は次ぎのように考える。両者を分つた理由は、その特殊技術の内容ではなからうか。第一に、雜戸の中で特別籍が作成される造兵司の雜工戸、鍛冶司の鍛戸、馬寮の馬飼であるが、このうち鍛戸は今措いて、雜工戸と馬飼について考えると、前者は別記によれば鍛戸、甲作、鞞作、弓削、矢作、軛張、羽結、梓刊の八の職種にわかれ、全部で四六八戸を数える、造兵司所管の武器具の生産担当者である。馬飼はいうまでもなく乗馬の飼育調習に当るものであるが、別記の記載によれば、馬飼造(伴部)は左馬寮に二二六戸、右馬寮に二二〇戸、馬飼(雜戸)は左

に三〇二戸、右に二六〇戸の多きにのぼつてゐる。而してこの馬寮管掌の馬を単に天皇の行幸等儀礼的な行事に動員されるものとのみ理解することはできないのであつて、令制下五衛府軍事組織に機動力を与え、その武力的基礎を提供した馬寮の軍事的役割も武器の製作に当つた造兵司と共に無視することはできないのである。雜戸中においてその大部分を占める両者の手伎の特性を右の如くに中央政府の軍事力と関係づけて理解することによつてはじめて、彼らが特別戸籍を介して所屬官司の直接的な人身支配を余儀なくせしめられた事情も判明するのではなからうか。鍛冶司の鍛戸に関しては、造兵司雜工戸中に、鍛戸が含まれていて、両者はその製作物は異にしても、その技術においては同質のものであり、二つの鍛戸は全く別種のものとは考えられず、両者は互に流動的なものと考えられるのである。そのような軍事の関係から、特別籍を作成されない雜戸について調べてみると、百濟手部・百濟戸は一般の皮革生産に従うと共に鞍具の製作にも当るものであることが注意される(職員令大藏省・内藏寮・左馬寮条など)。

以上の如く、雜戸大半は、それを軍事関係の技術労働に

従事するものと理解することができるのであつて、これこそ品部と全く異なる性格といふべく、またかかるものであつたからこそ、中央政府は彼らを直接官司下に隷属化し、

その手伎を吸収する必要があつたといえるのではなからうか。しかしさきにも断つた如く、雑戸のうちで特別籍を作成しない宮戸については、集解の注釈による限り、これが軍事と関係あるようにはおもわれず、古記によると、彼らの製作する宮とは「土師皿器」とあるから、宮戸は前代の土師部の一部の遺制とも考えられる。かかるものが、鍛戸・馬銅同様に雑戸にされたことの意味は、前代土師部の賤視された事実をうけてたつていゝるものであらう。けれども、雑戸の中核はそこにはなく、造兵司雑工戸・馬銅などの武器具の製作に従事し、武力(馬)の維持に当るものにあつたことはすでにみた如くであつて、両者の技術的な同質性ではなく、いづれも社会の最底辺におかれたというその社会的地位の同等性こそが、両者を雑戸として近づけた理由であらう。

延喜式に定着された品部雑戸の類が、鼓吹戸、雑工戸、鍛戸、銅戸といふいづれも軍事関係のものばかりであるこ

とも、令制の雑戸が中央政府の軍事力と深いかわりをもつとする私見を補強するであらう。

- ① 井上光貞『日本古代史の諸問題』(p. 26~28)
- ② 三浦「古代賤民制(下)」、『史学雑誌』九の十一、祝宮「律令による雑戸陵戸の比較」、『国学院雑誌』三五の十二、福尾「品部雑戸異同考」、『歴史と地理』二八の三)
- ③ 滝川「中古賤民の等級に就いて」、『史学雑誌』三五の五、八「雑戸と陵戸の異同に就いて」、『国学院雑誌』三六の二)
- ④ 井上同右書(p. 30)。

四 結 語

本節を結ぶにあつて、以上に明らかにしたことを使い、令制下品部雑戸制が負わされた社会的機能とそれによつて規定されるその制度の構造的な特色について、一応の瞥見を与えておきたい。

品部と雑戸の差異は明確である。前者には常品部と借品部の二系統があり、その職種は極めて多彩であるけれども、総じて奢侈的乃至技芸的性格のものである。これに対して、後者は、特別籍によつて、所属官司の直接的な人身支配をうける軍事関係の專業集團を中心に、編成されているものである。

しかしまた両者に共通する地盤も見失つてはならないのであつて、このことを最もよく示すものは、両者を同時に含んでいる造兵司雑工戸の例であろう。鍛戸以下八色の雑戸と爪工以下三色の品部がこれに含まれている。ここにあつて、基本的中核的なものは雑戸であつて、品部はその補助的役割を担うものとして設置されている点に注意されるのである(前者が閑月番上で基本的な武器の製作に当るのに対して、後者は臨時召役で、その製作する武器も前者に比して軽いものである)。この事實は、全体としての品部雑戸制の内部構造を暗示するものであつて、次のようなシエーマを予想させるのである。すなわち、中央政府の直接的な人身支配を強制される雑戸グループがあたかも同心円の中心的な位置におかれ、その周りには常品部が、さらにその外には借品部と白丁雑工及び一般公民の調庸負担が配されて、律令国家の分業体系が完結すると。これは正しく手工業技術の未

発展な当時の社会的条件に規制された分業組織であるといえるのである。同時にこのシエーマは国家権力維持にいかん軍事力が不可欠のものであるかを示すものでもあろう。

品部雑戸制は大化前代品部の遺制である。しかし、唐代賤民の一たる工樂雑戸制を導入することによつて、律令国家は右の如き前代にその比をみない程に体系的な分業組織をつくりあげたことも見逃せぬ事實である。前代以来の職業民賤視觀念をうけて、かかる令制の分業体系がまた、雑戸の身分的地位をおとしめ、彼らを準賤民扱いするに至つたと考へるべきではなからうか。雑戸身分の賤民性を前提にして、資料の中にその徴証を求めるといふ先入観的態度を排して、逆にいかにして彼らが蔑視されたかという事情を彼らの支配のされ方の中に求める態度が必要であらう。雑戸が品部より身分的に低いとする通説的理解もこのよ

うな事情を背景に理解するべきではないか。

Russia and North-eastern Asia in the Geographic Recognition

by
Akio Oshino

This article consists of the following three main objects :

(1) I treat European recognition of Asia and the *Kingin* 金銀 Island as a background of accelerating their recognition, investigating the conditions that English research for the north-eastern route according to this condition happened to contact with Russia, which was stimulated to advance to the east. (in the first and second chapter.)

(2) the transition to the scientific exploration, such as Bering as a representative, after the eighteenth century and as a result, a great contribution in enlightenment of the North East Anian Strait, which each map in each step. And then the map of Siberia by Cossak bearing some resemblance to that by Arabian. (in the fifth and sixth chapters.)

(3) the geographic exploration in the eighteenth century consisted in a link of modernization policy by Peter the Great, supported by the European arrangement of scientific system and led by scholars of the western Europe.

In such circumstances Russian geographers were trained, the modern geography of Russia was formed and among them was a leading person Lomonosov. In the cradle of Russian modern geography the north-eastern Asia was a material and field, the mother of the Russian modern geography. (in the seventh chapter.)

Reexamination of *Shinabe* 品部 *Zakko* 雜戸 System

by
Hisashi Kano

It is the *Zakko* 雜戸 system to discriminate the *Shinabe* 品部 system before The *Taika* 大化 era from the *Shinabe-Zakko* 品部雜戸 system of

Ritsuryō 律令 in itself and to mark the latter against the former.

The period of this systematic transition consists in the *Jitō* 持統 dynasty when the central system of officials in *Ritsuryō* 律令 was completed.

General opinion is correct that the *Zakko* is personally lower than the *Shinabe* then the former studies did not explain clearly why the *Zakko* who was *Ryōmin* 良民 in law was made a humble person.

I want to emphasize its military function as one of causes. *Shinabe-Zakko* 品部雜戶 system was organized on the basis of the *Zakko* 雜戶 who was given such a social function.

I will approach the problem by making clear the whole structure of this system.

Mediaeval Japan-Kaoli Relations and Kaoli Edition of Buddhist Scriptures

by

Shumpō Horiike

The civil wars in the *Ōnin* and *Bunmei* 応仁・文明 eras reduced many Buddhist temples and Shinto shrines to ashes, and they were to be reconstructed one after another. Enough subscriptions for the reconstruction, however, could hardly be hoped for at home. On the other hand some people hankered for Kaoli copies of the Buddhist Scriptures. Neither were profits from trade remained unnoticed. Under these circumstances trading ships, called "Kaoli vessels", came to ply between Japan and Kaoli. In Kaoli under the *Li* Dynasty which was contemporaneous with our *Ōnin* and *Bunmei* eras, a national policy based on Confucianism was followed, and the Buddhist Scriptures were considered useless, if not harmful. For this reason, to give away Kaoli copies of them to the Japanese visitors was in line with Kaolis basic policy, and in addition would be taken for an act of magnanimity worthy of a great country.

A typical case of importing Scriptures into Japan was that by a "Collection ship" a trading ship, owned by the *Enjōji* 円成寺 Temple